

## (4) - 1 指導事項について

平成 29 年度実地指導の主な指摘事項（平成 29 年度実施数：95 事業所）

- ① 重要事項説明書、契約書及び運営規定において、説明すべき内容に不備があったため、整備すること。

(事例) 営業日、営業時間、サービス提供時間が届出と違う、語句の相違（障害者自立支援法→児童福祉法等）、行政機関窓口の連絡先・所管課相違、キャンセル料の記載、制度外サービスの記載、日付・署名記載漏れ、日用品費の画一的徴収（月額〇〇円）など。

〈根拠規定〉

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下基準省令という）第 12 条第 1 項

指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

○第 37 条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一～十二 （略）

○平成 24 年 3 月 30 日障発 0300 第 31 号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱について」

2 (4) 「その他の日常費」の受領はその対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

4 留意事項 (1) (略) 全ての障害児に対して一律に提供し、すべての障害児に係る通所給付決定保護者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

## ② 自らその提供する指定障害児通所支援の質の評価を行うこと。

(事例) 評価していない、評価の記録がなかったなど。

放課後等デイサービスのガイドラインにある事業者向け、保護者向け評価表を活用し、自己評価結果を公表するよう努めてください。また、この度の省令改正により、放課後等デイサービスについては更に詳細な評価項目が示されました（従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況、関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況など7項目）。省令に則り、適正な評価・公表に努めてください。

〈根拠規定〉

## ○基準省令第 26 条第 3 項

指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## ③ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては原案を作成し、原案について会議を開催し、検討の記録を残すこと。

(事例) 保護者の同意を得た計画しか記録がなく、原案がない。検討した経過やその記録がないなど。

〈根拠規定〉

## ○基準省令第 27 条第 4 項

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

## ○基準省令第 27 条第 5 項

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

- ④ 障害児通所支援計画を作成した際には、保護者に交付すること。  
(事例) 保護者に対し口頭での説明のみで、計画の写し等を交付していない。  
〈根拠規定〉

○基準省令第 27 条第 7 項

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

- ⑤ 従業者の勤務の体制を定めること。  
(事例) 営業時間中に人がいない、サービス提供時間を通じて人員基準を満たしていない。(利用者がいるときだけ満たせばいいものではない)、運営規程上のサービス提供時間と整合がない、勤務表に必要事項が記載されていない、勤務状況が確認できる書類(出勤簿など)が整備されていない、常勤者が常勤勤務していない、勤務時間中に当該事業所の業務に従事していないなど。  
〈根拠規定〉

○基準省令第 6 条第 6 項

従業者は、専ら当該指定事業所の職務に従事する者又は支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たるものでなければならない。(一部抜粋・略)

○基準省令第 38 条第 1 項

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

---

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年障発 0 3 3 0 第 1 2 号。以下解釈通知という)第三の 3 の 27① 基準第 38 条第 1 項は、指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。

○基準省令第 54 条第 1 項

指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

⑥ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

(事例) 行っていない、記録がない、月 1 回以上 (市条例) 行っていないなど。

〈根拠規定〉

○基準省令第 40 条第 2 項

指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

⑦ 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

(事例) 掲示なし、事業所外の施設等に掲示されている、利用者が見やすい場所に掲示されていない (事務室内、法人本部等) など。

〈根拠規定〉

○基準省令第 43 条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

-----  
 解釈通知第三の 3 の 37①

基準第 50 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。

⑧ 設備、備品に関する記録を整備すること。

(事例) 従業者の記録や設備・備品の管理簿が未整備、従業者が他のサービスに従事した場合に、その事業に従事した時間が控除されていない、法人役員が指定基準上の配置にかかわる場合 (求められる配置の員数、常勤者、加算の対象者となっている等) に、勤務の記録が整備されていないなど。雇用契約や労働条件通知書が実際の勤務と異なるなど。

指定基準上の配置に関わる従業者については、出勤の確認ができない場合には報酬返還を求められる場合があります。

〈根拠規定〉

○基準省令第 54 条第 1 項

指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

⑨ 事業所の内容に変更があったときは、10 日以内に届け出ること。

(事例) 管理者や児童発達支援管理責任者の変更届が未提出、運営規程が変わっているが未届け、数か月前の変更届を提出するなど。

〈根拠規定〉

○児童福祉法第二十一条の五の十九

指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

⑩事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

〈平 24 障発 0030 第 16 第一より抜粋〉

※その他の事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行っていただくとともに、支援の質の向上に努めていただくようお願いします。